

標 題：

SI 単位系における揚貨設備の  
制限荷重について

# NKテクニカル インフォメーション

No. : 338

Date : 平成11年11月15日

関係船主・造船所各位

SI 単位系を採り入れた新計量法に関する幣会の対応は、NK テクニカルインフォメーション No.329（平成 11 年 9 月 20 日付け）にてお知らせしております。

一方、現行の揚貨設備規則 1.2.1(6)及び 1.2.1(10)では、「制限荷重とは、(中略)、最大の荷重をいい、*kilo-Newton(kN)*又は *ton(t)*で表す。」と定義しています。SI 単位系に基づく関連規則及び規格において、揚貨設備の制限荷重（定格荷重）は質量系の用語である旨定義されていることを考慮し、今後、揚貨装置及び揚貨装具に対し、幣会揚貨設備規則を適用して新たに制限荷重（S.W.L）を指定する場合の取扱を、下記の通り定めましたので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、現在、揚貨設備規則は改正作業中です。

## 記

- ・ 制限荷重は、揚貨設備を安全に使用できる最大の荷の質量と定義し、単位は *ton*（トン）又は *kg*（キログラム）で表します。
- ・ 幣会が発行する証明書は、制限荷重を *ton* 又は *kg* で記載します。従いまして、制限荷重指定申込書及び当該設備への制限荷重の標示についても、*ton* 又は *kg* を使用して下さい。

ただし、取引上本取扱いに従えない場合は、制限荷重指定申込書に記載された単位系に従い、証明書を発行致します。

お問い合わせ：材料艀装部 安全・揚貨

Tel : 03-5226-2020

Fax : 03-5226-2019

# ClassNK

財団法人日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。